2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに関係市役所及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大阪府河内長野市天見七五三、七五四、七五五、七六〇、八一七、八二五の一、南河内郡千早赤阪村大字千早七三の一、七七から八五まで、八七から九三まで、九四の一、九六、一一〇、大字水分一二七〇、一二七一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁並びに河内長野市役所及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字原市場字金山三六六、三六七、三六八の一、三七〇の一、四一三、四一六、四二五、字日野沢四三七の一、四三七の二、四三八、四三九、字勝久保四四三から四五〇まで、字笹山四六〇、四七七の一の一、四七七の一の三から四七七の一の五まで、四九六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市十和田大湯字大湯一六八、一七〇の一、一七七、一七八、一九一から一九三まで、二〇五、字和町一の一、二の五から二の七まで、四、九、八幡平字袖の沢二二の一・三四の一・三四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一の一、一四から一七まで、一八の一、一八の二、二〇の一、二一の三、二四の一、二五の一、二七の一、二八の一、四八、四八の一、四八の三、四八の四、字上ミ野六の一、七の四、七の六から七の九まで、七の一一、七の一三、七の一四、七の一六から七の一九まで、八の二から八の三〇まで、八の三二から八の三九まで、八の四一から八の五二まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大湯一七〇の一・一七八・字上ミ野七の一九・八の三三・八の三四・八の五〇・八の五一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県南秋田郡五城目町馬場目字恋地七六の二、字関ケ沢七、にかほ市平沢字鳥台一の一、三九、字十文字七の一、九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字恋地七六の二、字関ケ沢七、字鳥台一の一・三九・字十文字七の一・九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに関係市役所及び五城目町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市十和田大湯字西ノ森一三六の一、一三七の一、一三七の二、一三九の二、一三九の六、一七一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ノ森一三九の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦